

生食輸発0530第1号  
平成28年5月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(タイ産赤とうがらしのプロピコナゾール、中国産さといものクロルピリホス、チリ産ぶどうのプロフェノホス、ガーナ産カカオ豆のクロルピリホス及びギリシャ産はちみつのクマホス)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正：平成28年5月23日付け生食輸発0523第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、タイ産赤とうがらし及び中国産さといもにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品及び項目について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からチリ産ぶどうのプロフェノホスの項を削除し、別表第3からガーナ産カカオ豆のクロルピリホスの項を削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からギリシャ産はちみつのクマホスの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成28年5月30日	タイ	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロピコナゾール)	KANCHANA INTERNATIONAL CO., LTD.
				KANOKWAN THAI TRADING CO.,LTD.
平成28年5月30日	中国	さといも(学名: <i>Colocasia esculenta</i> に限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	ANQIU HUIYU FOODS CO.,LTD.